

(4) グループホームについて

(問97) グループホームについて、

同一敷地内又は道路を隔てて居室が2棟にまたがる場合に、指定して差し支えないか。

世話人が迅速に対応可能であって、入居者が円滑に設備を利用できるなど各棟が隣接して一体の事業所と見られる場合には指定地域生活援助事業所として指定して差し支えない。

(5) 施設について

(問98) 現在認められている定員外措置の扱いは、支援費制度移行後どうなるか。また、認められる場合、定員を超える入所者についても通常の支援費が支給されると考えてよいか。

定員外措置の扱いについては、現行の取扱と同様とすることとしている。なお、現在措置されている者については、みなし支給決定の対象者として取り扱って差し支えない。

(問99) 知的障害者通所更生施設及び知的障害者通所授産施設に「保健師又は看護師」を必置とする旨平成14年8月Q&Aの65で示されているが取扱にかわりはないか。

現行の最低基準第11条第1項及び第21条第1項において、「保健師又は看護師を置かないことができる」としていることを踏まえ、指定基準上の「保健師又は看護師」規定を削除することにより、現行と同様に「保健師又は看護師」を必置職員とはしないこととする。

(問100) 平成14年1月10日会議資料では、知的障害者の入所施設における理美容代は、施設支援とは関係のない費用として入所者が負担するものとして示されているが、現行措置費上の扱いでは、通常の理容代は措置費に含まれるものと解釈している。支援費移行後は、この取り扱いが変わり、理美容代については、通常の理容代も含めて利用者から徴収することができることとなるのか。

知的障害者の入所施設においては、通常の理容代は支援費に含まれることとなるので、従来どおり徴収することはできない。なお、本人が希望する特別な理美容（パーマ代など）に係る費用については、徴収して差し支えない。

なお、入所者に費用の負担を求めることができるものについては、別途お示しすることとしている。

(問101) 障害の程度に応じて必要な職員を置くことを別途通知するとあったが、具体的人数が示されるのか教示されたい。

また、事務員・調理員の具体的人数があるのか。ないとすれば、施設の任意となるのか教示されたい。

障害程度区分に応じた人員配置については、取扱いを検討中であり、別途お示しすることとしている。

事務員、調理員については、最低基準上明確な数字をお示しする予定はないが施設サービスを提供するにあたって必要な職員数を配置されたい。

(問102) 指定身体障害者療護施設に置くべき理学療法士又は作業療法士の数については、常勤換算方法で一以上とされているが、これらの職種が不足しているためただちに必要数を確保することが困難である。経過措置を設けていただきたい。

当面の間、理学療法士に替え、マッサージ師を配置することは差し支えないものとする。

(問 103) 施設入所者が通院する場合、個人的な事由によるものとして交通費は本人負担となるのか。また、自力でいけない場合、施設職員が付き添った場合、付き添いの職員の交通費の負担はいずれがすべきか。

原則として、通院のための費用については、本人分も含め支援費に含まれているため、徴収することはできない。

(6) その他

(問 104) みなし指定施設についても、指定を行った旨の通知を行う必要があると考えるが、平成 15 年 4 月 1 日付けで行うべきか。もしくは「指定予告通知書」のようなかたちで、あらかじめ(3月中)通知を行っても差し支えないか。

通知を行う必要はないが、各都道府県等の判断により通知を行って差し支えない。

(問 105) 事業所の指定申請は、各法律のサービスの種類ごとに申請しなければならないと事務処理要領で規定されているが、身障、知障、児童の三法全てに基づき居宅介護を提供する場合、申請書類は3部必要か、1部でまとめても構わないか。

事業者の指定は、各法律のサービスの種類ごと、事業所ごとに行うものである。なお、申請書類の提出方法等については、様式例を参考として、各都道府県等において判断して差し支えない。

(問 106) 事業所の指定申請は、各法律のサービスの種類ごとに申請しなければならないと事務処理要領で規定されているが、身障施設が身障の短期入所を行う場合、申請書類は2部必要か、1部でまとめても構わないか。

また、事業者番号はサービスコードを変えるだけで、11桁は同じ番号を採って良いのか、サービスの種類が違うので11桁も別番号とするのか。

申請書類の提出方法は、各都道府県等の判断により適宜取り扱って差し支えない。

事業者番号については、1事業所1番号であり、11桁まで同じ番号でも差し支えない。

(問107) デイサービスにおいて、送迎中や事業実施中の事故に備えて、保険に加入している場合、その保険料の負担は利用者・事業者いずれが負担すべきか。

サービス提供中の事故発生に備えた保険に係る費用について、事業者が負担すべきものである。

(問108) 事業者が、利用者負担額の徴収方法として、口座引き落としの方法を採用することは構わないのか。
また、その場合、引き落とし手数料は、利用者、事業者いずれの負担とすべきか。

利用者負担額の徴収方法として、利用者との合意の上で口座引き落としの方法を用いることは差し支えない。なお、口座引き落としに係る手数料については、事業者側が負担すべきものと考えられる。

(問109) 現在、国立病院において短期入所を行っているが、指定申請の手続きについては他の事業者と同様になると考えて良いか。

国立病院についても、申請・指定手続きが必要となる。定款、寄附行為等の国立病院として定めることとされていない事項に係る書類の提出は不要である。また、協力医療機関との契約も同様に不要である。

(問 1 1 0) 各事業者・施設においては運営基準において、配置されている職員の職種・員数を記述することとされているが、指定基準上の人員数を確保している場合については、員数を「〇人（指定基準上の最低基準数）以上」という記述にすることは問題あるか。

運営規程に記載する施設の従業者の職種及び員数は、実数を記載するものであり、「〇人以上」といった記載の仕方は認められない。

4 利用者負担に関すること

(問 1 1 1) 月途中の入退所時の利用者負担はどの様になるのか。

日割り計算により次の算式により算定した額（100円未満切り捨て）とする。

$$\text{入所・通所：利用者負担基準月額} \times \frac{\text{当該月の入所・通所日から(退所日まで)の日数}}{\text{当該月の実日数}}$$

(問 1 1 2) 利用者本人が入院した場合の利用者負担額は、利用者本人分及び扶養義務者分それぞれ日割り計算をすることとなるのか。

お見込みのとおり。

(問 1 1 3) 複数の者の主たる扶養義務者になった場合、現行では減免措置があるが支援費制度においてはどうか。

同一の者が、支援費制度上の二人以上の利用者の主たる扶養義務者となる場合には、扶養義務者の利用者負担月額が一番高い者の分を負担することとし、それ以外は減免することとする。

なお、その際の居宅サービスについては、その月の使用量により月額に差があることから、既にサービスを利用している者については利用者負担額を算定する月の、新たに支給決定を受けようとする者は最初の月の支給量を基に利用者負担月額を推計して算定することとする。

(問 1 1 4) 夫婦共に障害者である場合に双方がそれぞれ支援費のサービスを利用する場合相互に扶養義務者となり利用者負担額支払いの対象となるのか。

夫婦のみの世帯及び親一人子一人の世帯で共に支給決定を受けている場合は

相互に扶養義務者とはならず、それぞれ本人分のみ支払う。

(問 1 1 5) 利用者が支給決定期間中に 20 歳になった場合の主たる扶養義務者の見直しはいつの時点でおこなうのか。

また、準備支給決定後、支援費制度施行までの間に 20 歳に達する場合は平成 15 年 4 月 1 日現在の年齢により決定することとしてよいか。

月の途中で 20 歳になった場合は翌月から見直す。

また、制度施行前に支給決定する場合はお見込みのとおり。

(問 1 1 6) 現行、施設入所の利用者負担額を算定する場合、「所得税額」とは、配当控除、外国税額控除、及び住宅借入金等特別控除を適用しないものとされてきたが、支援費制度においては同様の扱いとしてよいか。

施設、居宅共に従来と同様の取扱いとなる。

(問 1 1 7) 暫定措置に係る入所期間の算定について次の取扱い如何。

- (1) 支援費制度施行以前の入所期間も含まれるのか。
- (2) 施設種別に変更があった場合 (更生施設→授産施設)
(授産施設→通勤寮)
- (3) 同一種別で施設に変更があった場合 (A 施設→B 施設)
- (4) 一度退所し再び同一種別の施設に入所した場合
- (5) 一度退所し再び異なる種別の施設に入所した場合

(1) ~ (5) 全てにおいて通算する。

(問 1 1 8) 利用者負担額が支援費基準により算定した額になる場合があるが、この場合における支援費基準により算定された額には各種加算も含むのか。

各種加算も含めて算定する。

(問 1 1 9) デイサービスの半日利用の場合の利用者負担額は 1 日当たりの負担基準額に $1/2$ を乗じて得た額でよいのか。

また、宿泊を伴わない短期入所(知的障害者・障害児)の場合の利用者負担額は、支援費の算定と同様に 1 日当たりの負担基準額に $1/4$ 、 $2/4$ 、 $3/4$ を乗じて得た額でよいか。

お見込みのとおり。ただし、児童デイサービスは利用時間に関わらず、1 日当たりの基準額にて算定する。

なお、算出した額に端数が生じた場合は 10 円未満切り捨てとする。

(問 1 2 0) 居宅介護で 1 名の利用者に対し 2 名のヘルパーを派遣した場合の利用者負担額はどのように算定するのか。

同時に 2 人の従業者が 1 人の利用者に対してサービスを提供した際の利用者負担は、2 名分算定する。

(問 1 2 1) 居宅支援における利用者負担の上限管理について様式第 3 3 号及びその事務処理について取扱いが示されたが、自治体独自の管理方法で上限管理してもかまわないのでしょうか。

先般お示しした上限管理の手法は参考例であり、各自治体独自の方法で管理していただいても差し支えない。